

農地転用許可申請（農地法第4条・5条）添付書類チェックリスト

【共通】必要添付書類（1/2）		備考
土地の登記事項証明書 （全部事項証明書） 【窓口：法務局】	転用する全ての農地。 全部事項証明書に限る(オンライン不可)。 分筆を必要とする場合は、分筆後のもの。	
要約書 【窓口：法務局】	転用計画に農地以外が含まれる場合。	
字図 【窓口：法務局】	不動産登記法第14条地図に限る(オンライン不可)。 隣接地の地目及び面積、所有者名を記載すること。	
位置図（ゼンリン地図等）	方位を示し、申請地を特定できるもの。	
土地利用計画図	<p>【記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の位置及び規模。排水経路等。 ・申請書に記載された施設の面積を記載。 ・公有水面までの排水経路を記載。 	
平面図及び立面図	建物を建てる場合 建築面積、高さ等を記載したもの。	
断面図	申請地を造成する場合。	
見積書	転用計画に係る全ての事業費（造成費、建設費等）がわかるもの。 消費税を含む金額。 有効期限がある場合、受付日まで有効なもの。	
資金証明書	<p>【自己資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残高証明書…証明日は以下の月の日付であること。 ※例) ___月___日までの申請⇒ 証明日の月___月 ・通帳の写し…原本持参のうえ、職員でコピーします。 ※配偶者の資金は、自己資金に含む。 <p>【借入資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資証明書…有効期限がある場合、受付日まで有効なもの。 ・貸与又は譲与の証明書 	
印鑑証明書	4条申請者又は5条譲渡人は添付してください。 ※上記の者が来庁され本人確認が行える場合は、不要です。	
住民票抄本	以下に該当する者は添付してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・5条譲受人（法人を除く。） ※上記の者が来庁され本人確認が行える場合は、不要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・4条申請者又は5条譲渡人の内、登記事項証明書上の住所と現住所が異なる者 ※住民票は、前住所が記載されたもの。 ※住民票で住所の移動がわからない場合は、戸籍の附票等。	
権利を有する者の同意	排水承諾書、通行承諾書、所有権、抵当権、賃借権等の権利を有する者の同意書、仮登記権者の同意書 ※排水承諾書（公有水面への排水のため、他人の土地を利用する場合）	
農地転用承諾及び確認書	対象者：隣接農地所有者・耕作者、区長、生産組合長、農業委員	

裏面もあります。

【共通】必要添付書類（2/2）		備考
転用者が法人の場合	法人の登記事項証明書	原本証明をすること。
	定款又は寄付行為の写し	
転用者が地縁団体の場合	地縁団体台帳	
転用者が法人格のない団体の場合	総会の議事録	転用の意思及び代表者氏名の確認のため。
委任状	委任に基づく代理申請の場合。	
選定理由書	農地区分が第3種の場合を除く。 選定箇所の位置図を添付すること。	
他法令の許認可等の申請書の写し	以下の項目等に該当する場合、添付が必要。 ・開発関係…都市政策課（市役所2F） ・道路法関係…道路河川課（市役所2F） ・埋蔵文化財関係…教育委員会生涯学習課文化財係（生涯学習センター(市民会館隣)） ・太陽光発電関係…企画政策課（市役所3F）	など
土地改良区の意見書	申請に係る農地が土地改良区の区域内にある場合。	

【目的別】必要添付書類		備考
目的		
駐車場 又は資材置場	事業計画書	転用目的が、駐車場又は資材置場の場合。
太陽光発電	設備認定通知 又は、 設備認定申請の 事実を証明する 書類。	申請の事実を証明する書類とは、「設備認定参照画面の写し」。なお、申請状態が以下のいずれかの場合に限る。 「設置者承諾済み」、「申請書出力済み」、「確認開始」、「申請不備」、「差戻し」、「CSV出力済み」、「審査済み（認定）」、「受付済」、「審査済（認定）」、「確認完了」以上。
	系統連系に係る契約のご案内	
建売分譲・宅地分譲・特定条件付売買予定地		別紙記載

確認日	確認事項
農振農用地区域	区域内 ・ 区域外
農地区分(農振除外後)	第1種 ・ 第2種 ・ 第3種